

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ
SAPPORO

2005.2.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第32号

「今後の介護保険制度とケアマネジャーの役割」

NPO法人神奈川県介護支援専門員協会 理事長 齊藤 学

介護保険制度改革の足音が近づいてきている。平成18年4月の改正に向けて、急ピッチで検討が進められており、本年2月頃には介護保険法の改正案が国会に上程され、夏には、改正介護保険法が成立することが予想される。

制度改正にあたって、必ず踏まえなければならないことがある。それは、制度の目的、理念を十分に踏まえることである。介護保険は、自立支援、利用者本位、を理念に掲げている。今回の見直し案の冒頭には「「基本理念」を踏まえた施行状況の検証」とあり、まさにこの通りに、「基本理念」を踏まえた制度の見直しを行うことが重要であろう。恐れるのは、総論は踏まえながらも、結果として各論部分での「制度の力」即ち「サービス」の低下が起ることである。介護保険制度によって、介護サービスが身近になったことは評価すべきことであり、制度の持続可能性の遂行によって、失われてはならない点であろう。

「予防重視型システム」への転換については、介護予防は介護保険制度の重要な理念であり、予防を重視することは賛成である。ケアマネジメントの重要性も、改めて指摘されているとおり、ケアマネジメントが、予防レベルから要介護に亘り連続的に支援が行われることが重要と考える。自律的な生活が、高齢者の自立へのモチベーションにつながることが重要であることを踏まえるべきである。例えばデイサービスによる、閉じ篭りの解消、社会生活の代替え機能が果たしてきた役割については、十分評価し活用することが必要と考える。また、訪問介護における「家事代行」については、本人の能力を踏まえた援助が行われることが必要であり、慎重な検討を行るべきである。

ケアマネジメントが制度の根幹を支える役割を持つことは揺るぎが無い。よって、介護支援専門員が担う役割も、引き続き大きな期待を寄せられている。昨今、ICF(国際生活機能分類・以下 ICF)が注目され、ケアマネジメントへも影響を与えている。ICFは、従来の障害モデルからの脱却を示唆しており、生活全般を支援すること、障害を踏まえた人生の再構築への支援を求めている。生活障害を対象療法的に手当てるだけのものではなく、生活の質にコミットすることが求められているのである。ケアマネジメントは、単に制度のサービスをマネジメントするだけでなく、対象となる方々が主体的に生きることへの支援も行うものであろう。一連の制度改革をとおして、ケアマネジメントは新しいステージへと向うことが求められている。

新たな機関として、「地域包括支援センター」の設置が検討されている。地域ケアの総合的なマネジメントを担うセンターであり、介護予防と、介護支援専門員の支援も担当する、重要な役割を担う。地域包括支援センターの構築に、介護支援専門員は関わっていく必要がある。設置される「地域包括支援センター運営協議会」のメンバーとしても参画することも必須である。

介護を必要とする方々の尊厳が守られ、心豊かな生活を送る事への支援システム構築のために、介護支援専門員の仲間と、地域の保健・医療・福祉の皆様とともに、取り組んでいきたい。そう願っている。

札幌市からの情報提供

新予防給付と介護予防について

介護保険制度施行後4年半が経過し、制度施行後に見えてきた課題の一つに、要支援・要介護1といった軽度の要介護者の増加が挙げられておりますが、平成16年7月30日にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会報告)において介護保険制度改革の全体的像が示されました。

今回は、制度改革の骨格の柱の一つとして検討が進められている軽度の要介護者に対する介護保険サービスのあり方を見直して新たに創設される「新予防給付」の中間的な報告について一部ですが、最新の介護保険制度改革概要から抜粋してお知らせいたします。

【新予防給付について】

(1) 予防給付の創設

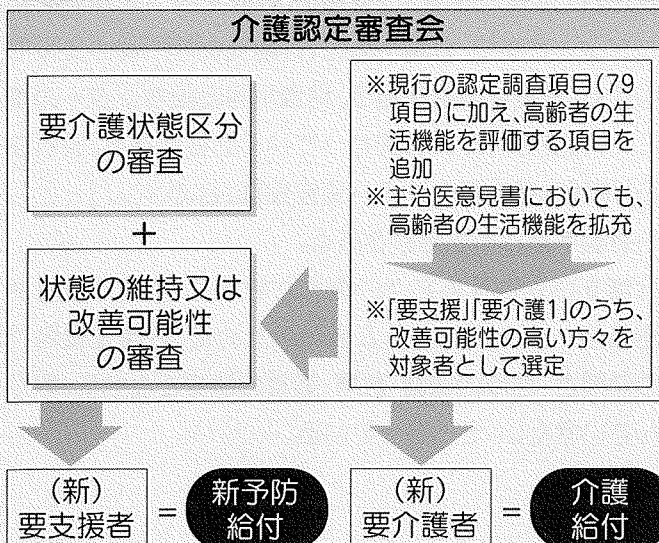
軽度の要介護者(要支援、要介護1)の方々に対するサービスをより本人の自立支援に資するように改善する。

軽度者の特徴

1. 廃用症候群(骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下するタイプ)の方々が多い。
2. 早期から予防とリハビリテーションを行うことで生活機能の改善可能性が高い一方、「年だから仕方ない」と活動をしない、させないと生活機能の低下のリスクも高い。

改善可能性に向けた本人の意欲を高めることが重要

(3) 介護認定審査会における新予防給付対象者選定のイメージ



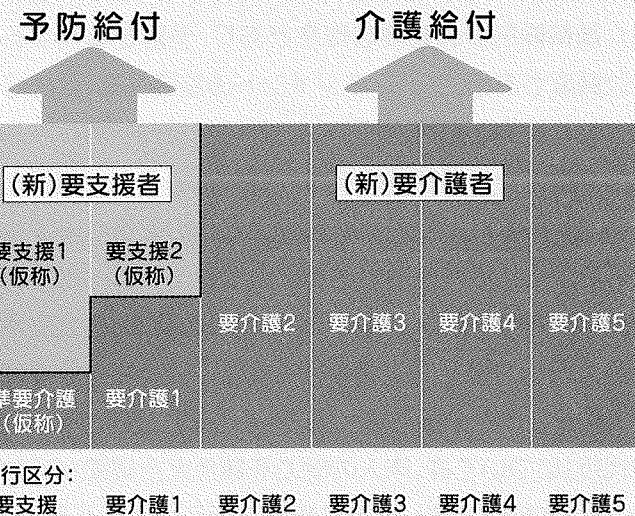
(2) 新予防給付対象者の選定手法について

- 新予防給付の対象者は、原則として、「要支援」又は「要介護1」の方々のうち、「新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像」を有する方々を除いた方々とする。
- 対象者は、現行と同様に、介護認定審査会において選定する。

新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像

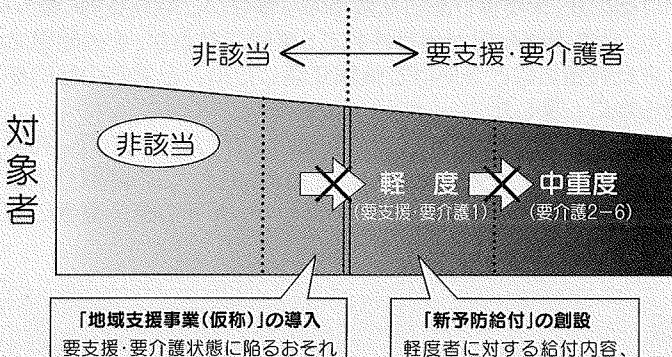
- ①. 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ②. 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態
- ③. その他、心身の状態は安定しているが、新予防給付の利用が困難な身体の状況にある状態

(4) 保険給付と要介護状態区分のイメージ



介護予防について

(1) 介護予防の全体像



一貫性・連続性のある総合的介護予防システムの確立

地域包括支援センターによる
介護予防マネジメントの実施

(3) 「介護予防」は新しい概念ではない

「介護予防」の考え方は、介護サービス提供の基本的考え方、国民(利用者)の責務として、介護保険法の中に既に謳わわれている。

※その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う(法第1条)

※国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、……常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となつた場合においても、……適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める(法第4条)。

「要支援者」に対する保険給付として初めて
「予防」を保険給付化
(→「予防給付」)。

札幌市からのお願い

介護サービス計画を作成する際には、要介護度やその他の内容について必ず被保険者証を確認することが重要ですが、更新等申請に伴う認定決定が遅れてい

- (1) 認定申請を住宅介護支援事業者及び介護保険施設が代行した場合に限り、当該事業者に認定等結果通知書の送付日・送付予定日の状況をお知らせいたします。
- (2) 申出は口頭で結構です。区は申出者が当該申請の代行者であることを確認し、認定の進捗状況を口頭でお知らせいたします。

(2) なぜ「介護予防」が重要なのか

介護予防とは

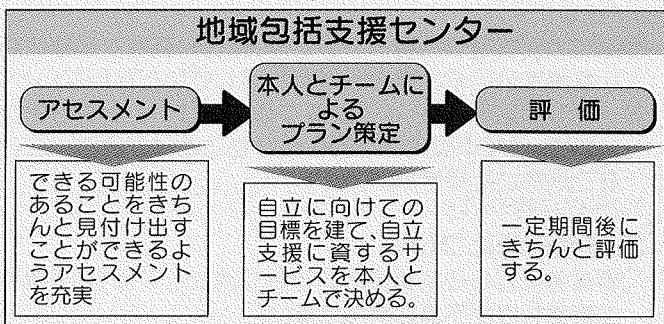
- ① 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防すること)
- ② 要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図ること)。

その人の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送れるように支援すること。

即ち「自立支援」
(=介護保険の基本理念)

(4) 介護予防マネジメントの確立

- ケアマネジメントの基本理念、プロセスは、通常のケアマネジメントと基本的に変わりはない。
- 「改善可能性」をきちんと評価し、これを本人にきちんと説明することを通じて、「本人の意欲」を高め、システム参加に結びつけられるようマネジメントのプロセスを強化。



認定決定状況の区への問合せについて

るなどの場合に、いつ頃、被保険者証が本人に届くかなどの状況を次の方法によりお知らせいたしますので、必要な事業者は区にお問合せください。

- (3) 電話による問合せの場合は、原則として、当該申請の提出代行者欄における電話番号を確認し、区から折返し電話によりお知らせいたします。

なお、認定結果については、個人情報にあたりますので本人にご確認ください。

札幌市との懇談会について

昨年10月29日の金曜日の午後、当会は札幌市との懇談会を行いました。当会がかねてより要望していたもので、ようやく実現しました。市本庁舎の最上階の和室で、札幌市側は飯塚介護保険担当部長、浦屋介護保険課長、認定、事業運営、事業管理、ケアマネジメントの各担当係長に出席いただき、当会側は、奥田会長、斎藤副会長、柏事務局長、松本監事が懇談に臨みました。

懇談にあたって、奥田会長より「介護保険制度は生まれてまもなくさまざまな問題が出てきている。当会としては、保険者である札幌市と情報交換を緊密にして利用者のためにより良いケアマネジメントができるようにしたい。介護支援専門員

連絡協議会として初めて札幌市と懇談することになるが、介護保険制度の中核として期待される役割をどのように作っていくのか、保険者である札幌市の忌憚ないご意見を伺いたい。また、介護保険制度が施行されて5年間になるが、その間見えてきた問題点などをあけて情報交換したい。」と懇談の目的を明らかにしました。

次に、「会員より、さまざまな要望が上がってきている。札幌市としての考えを聞かせていただきたい」と、この間取りまとめた要望等について意見交換しました。以下に箇条書きに報告します。

◆連携としての具体的な要望事項と札幌市の回答

1)認定関係について

- ①認定の結果が遅い。月をまたぐケースが多くなってきており、ケアプラン作成に支障をきたしているので、なるべく月内に結果が出るようにしていただきたい。→(市)認定調査の9割は2週間以内に終わっている。意見書についても遅れがなくなるよう努力する。
- ②代行した介護支援専門員に認定結果を通知することができないであろうか。→(市)個人情報保護条例等の法的制限があり困難である。痴呆の場合は、本人ではなく家族に確認するなど対応してほしい。
- ③認定調査に来られた方へのクレームを聞くことがあるが、その際は区役所、本庁へ申し立てるよう勧めてもよいのだろうか。→(市)構いません。むしろ市としてもよりよくするために教えていただきたい。
- ④特定施設、グループホームに入居した場合の代行申請のあり方を工夫できないか。
→(市)ご指摘を踏まえ、どのような方法がよいか検討したい。
- ⑤認定の閲覧等申出書については、代行申請をする際に新たな認定分の申出書の受け付けをしていただけないか。
→(市)閲覧申請は、本来閲覧する物がないと受付できないので、代行申請時には受け付けることはできないことをご理解いただきたい。

2)住宅改修について

- ①事業者に対し住宅改修の研修会を開催してほしい。事務手続きなどが不備な事例が多い。
- ②事業者を登録制にできないか。質の悪い事業所が散見される。→(市)市としても質の悪い事業者については指導している。研修会は現在のところ開催する予定は無いが、登録制など介護保険の動向に注目していただきたい。
- ③住宅改修に関するQ&Aを作成してほしい。今まで市に問い合わせのあった質問と回答などをまとめてほしい。
→(市)現状では困難である。区役所担当者による対応の違いについては、職員向けチェックリストの作成を検討

し、違いがなくなるよう徹底したい。なお、理由書については、見直すことで検討中である。

3)市民への広報について

- ①介護保険の比較的説明的なパンフレット(冊子)を作成してほしい。
- ②ケアマネジメントというしくみを市民にわかりやすく広報してほしい。→(市)介護保険制度の改正に併せて「なるほど実になる介護保険」の見直しを含めて検討していただきたい。

4)サービスの質と量について

- ①介護保険サービスの第三者評価のしくみを検討してほしい。→(市)情報開示など、国の動向を見ながら検討していただきたい。
- ②緊急時に応えるショートスティのベッドの確保ができるだろうか。→(市)第3期介護保険事業計画の中で、ニーズ等を調査していただきたい。
- ③グループホームの外部評価を公表してほしい。→(市)現在の方式がさらに徹底されればよいと考えている。

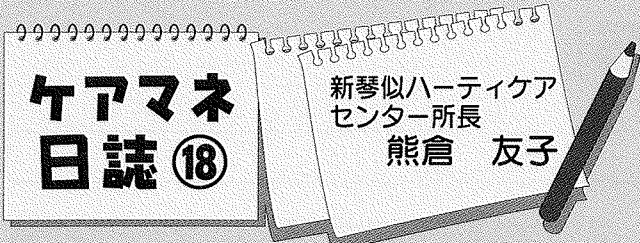
5)ケアマネジャー支援について

- ①ケアマネジャーの共通的なマニュアルを作つてはいかがか。→(市)現在のところ作成の予定はない。介護保険の動向を見ながら考えたい。
- ②ショートスティや通所サービス、居宅介護支援事業所などの空き情報をオンラインで見るシステムを検討できないか。(ケアマネジャー向け、市民向け)→現在のところ予定していないが、ご意見を受け止めどのような方法が望ましいか考えていきたい。
- ③訪問介護の不適切事例について、市として指導してきた見解をまとめてあきらかにしていただけないか(Q&A)。
→個別の事例への指導なので、現状ではQ&Aの作成は困難である。個別事例についてはお問い合わせいただければ答える。

して質の向上の責任もあると考えている。本日、忌憚ないご意見をいただいたのでこれからも宿題としていたい。」と述べられ、今後定期的に懇談の場を持つていくことを確認しました。

(奥田記)

その他、居宅介護支援事業所管理者や、施設ケアマネ研修の必要性が確認されました。飯塚部長が「市としては介護保険の要であるケアマネジャーには重大な関心をもっている。日々の会員の皆様のご努力に感謝申し上げたい。また、保険者と



<ある夏の日>

2度目の妻にも先立たれ一人暮らしをする91歳のAさん、子供も無く唯一の楽しみは庭木の手入れである。季節に咲く花々を丹念に育て近隣の人達が声をかけてくれるのを楽しみにしている。それはドラマ「北の国から」を連想させるような廃品や骨董などを利用した庭であるがこれが妙にマッチしており咲く花々もなぜか燐と誇らしげに見えるのが不思議だ。ある日訪問すると相談があるといつもとは違うおもむき。「私が死んだら誰もお参りしてくれる人はいない。したがって葬式も墓もいらない。ただ灰になった俺の骨をこの花畠にまいてくれ。わしのことを心配してくれるあなたにお願いしたいんだ」と…。それは出来ないと押し問答。

<ある雪の降る寒い冬の日>

雪が朝からシンシンと降り続きすでに15センチ以上は積もった。気温も今日はマイナス温。こんな日はBさんも家に居るとおもい早速訪問を電話で予約。通常なら10分もかかる距離が渋滞で30分、ようやくたどり着いた。すると玄関先で頭からスカーフをかぶり雪だるまになりながらノツソノツソと雪ハネをしている姿を発見。一人暮らしで83歳、腰が悪く動きも緩慢な方なのに私の顔をみて「車の止める場所がないから。雪ハネしてたよ。ここに車を入れて」と指さし軽い笑顔で迎える…。ああ、こんな日の訪問は禁句だ。でもどこにこんなパワーがあるの…？

<年の瀬も押し詰まったある日>

眼の不自由な妻と二人暮らしの92歳のCさん。突然の腰痛で寝返りも出来ず緊急入院。1週間後主治医より「痛みの軽減は難しい。高齢であることから施設入所の検討を勧めたほうがよいのでは。」と相談入るが本人は拒否、リハビリを受けても良くならないと痛みを背負ったまま退院となる。少しでも寝返りの苦痛が軽くなるようベットレンタルを提案したが現役の頃仕事で使用していた機材、機具で寝室兼居間はびっちり、ベットを入れるスペースが無い。整理をすれば何とかなると想うも本人は拒否、このままで良いと頑固に譲らず。後日、息子さんより電話「物の整理をしたのでベットを借りたい」とのこと。確認の為すぐ訪問。なんと山となっていた荷物がキッチンと整理されしかもすきま風を防ぐため壁一面に2~3枚重ねの大きいダンボールをカーテン生地で包み倒れないようにクギで固定していた。さらに2階で寝ている妻との連絡が出来るよう階上まで延長コードをはわせ枕元に呼び鈴まで設置している。あと3日で業者も年末休暇、急いで連絡、搬入。普段は無口で受診日以外はあまり顔を出さない息子さんの思いやりに脱帽。私は何をした…？

訪問。避けては通れないケアマネ業務。毎回訪問するときはハラハラ、ドキドキの連続である。利用者、家族の想いを組みとれず反省すること多いが反面、底知れないパワーやエネルギー、家族との絆を私に教えてくれる。

たかが訪問 されど訪問
そして今年も訪問から始まる。
さあ出かけよう訪問グッズをぶら下げて…。

区支部の活動紹介5

中央区支部

中央区支部の会員数は131名ですが、実際のケアマネ業務に就いている方はほぼ4割で多くの方は他の専門職として従事されています。区内の事業所ではケアマネが1人のみというところも少なくなく、そういういた事業所はいつも不安を抱えて業務を行っているようです。

この状況を踏まえ、16年度は昨年に引き続きコミュニケーション技術に焦点をあて演習を行った他、あらたに一人ケアマネの交流連携の場をつくるためのシンポジウム、交流会を行いました。

特に一人ケアマネのシンポジウムでは日々の一人ならではの不安や悩み、業務の工夫を2つの事業所からお話をいただきました。その後の交流会では、多くの会員さんが名刺を交換、日常の不安等お互いに話されている光景が印象的でした。参加された一部の方からは、支部としてこういった機会をもっと増やしてほしいとの要望も聞かれました。

また、今年度は市民向け事業としてケアプラン作成の研修会を開催しました。当日はNPO法人シーズネット代表岩見太市氏に介護保険制度の概要や現状などの講義をいただき、後半、事例を基にケアプランの作成を行いました。2時間という短い時間の中でどれだけのご理解をいただけたか不安ですが、参加されたケアマネの会員と市民が同テーブルで交流をもってた有意義な時間でした。

中央区支部では区内の事業所が置かれている状況が異なっていることや、毎年増加するケアマネ1年生、業務にはついていないけれど情報の収集をしたい会員など支部活動へ期待される内容はさまざまです。年6回の定例会ではそれぞれの期待に答えられるように配慮しながら会員の期待にこたえられるよう、またケアマネを地域の皆さんに理解していただけるような事業も今後行っていきたいと思います。

(菊地記)

北区支部

北区支部はみなさんご存知のとおり、札幌市介護支援専門員連絡協議会の設立前に「ケアマネ北区」として設立された歴史と伝統のある支部です。

北区支部の主な活動は、毎月第3水曜日夜間に開催する定例会と、会員向け広報誌「ケアマネ北区」の発行です。

定例会の特徴としては、在宅サービスの花形?「訪問介護」に焦点をあてて、現役のヘルパーさんも交えながら専門性を深く、実践的に探求してきてることではないでしょうか。

広報誌ケアマネ北区も50号を越えました。情報提供の一環として設立当時から発行していますが、制度や最新情報ばかりではなく、関係団体の方からのケアマネへの期待や助言、思いを熱く語っていただいております。社会資源を幅広く理解する上で関係機関の方からのこうした助言は大変ありがたく参考になります。今後とも関係者(会員もOK)からの幅広い

ご寄稿お待ちしています。

最後にお願いです。まず、会員さんへ。定例会に参加しませんか? 日常業務と研修続きでお疲れとは思いますが、最新事業所PR & 会費のモトを取れるくらいの内容満載ですのでぜひご参加くださいね。

次にケアマネ有資格者さんへ。ケアマネ北区は現役ケアマネ従事者だけのものではありません。ケアマネ有資格者からのご意見こそレベルアップの貴重な糧となるもの信じています。ぜひ会員になってください!

最後に。これから平成17年度の定例会の内容などを検討していきます。今なら、こんな勉強をしたい!と言っていただけすればすぐにもれなく?反映されます。介護保険制度が大きく変わろうとしている今こそ、ケアマネさんの幅広い参加とご協力をお願いします。

(辻記)

トピック

昨年の12月22日に厚生労働省から発表された介護保険改革の全体像－持続可能な介護保険制度の構築－の中から、ケアマネジメントの見直しの一部を紹介いたします。

ケアマネジャーの資質・専門性の向上

基本的な考え方：

- 高齢者が住み慣れた地域において最期まで暮らせるよう、主治医とケアマネジャーの連携、在宅－施設の連携など、「包括的・継続的マネジメント」を確立することが極めて重要。
- ケアマネジャーについては、このための資質・専門性の向上を図っていく。

1. 研修の義務化・体系化

- 最初に実務に就いて一定期間経過後、演習を中心とした研修を実施→スキルアップ
- 定期的(5年程度)に専門知識・技術向上を図るために研修を義務付け

2. 二重指定制の導入

- 事業所に対し、所属するケアマネジャーを届け出ることを義務付け
- ケアマネジャーごとにケアプランの内容等をチェックできる仕組みを整備

3. 資格の更新制度の導入

- 更新制の仕組み(案)
 - －業務に従事するケアマネジャーに、定期的(5年程度)に研修を義務付け
 - －研修を修了しないと業務に従事できない
 - －休業中の場合は、研修を受講することで業務に復帰可能

4. 主任ケアマネジャー(仮称)の創設

- 「包括的・継続的マネジメント」を担う人材の育成
- 一定年数以上の実務経験+所定の研修修了+能力評価により資格付与
- 「地域包括支援センター(仮称)」に配置

平成16年度介護支援専門員新任研修会

《目的》第7回介護支援専門員試験に合格し、実務研修を修了された方々や業務をはじめて間もない介護支援専門員を対象に、利用者のアセスメントやケアプラン作成等に必要な知識を習得するための研修会として開催いたします。

《主 催》札幌市

《共 催》札幌市社会福祉協議会

《日 時》平成17年3月18日(金)9時30分～17時30分

《会 場》札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)

(駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。)

《内 容》受 付 (9:00～9:30)

講 義 ① (9:30～11:00)

「介護支援専門員の役割とケアマネジメント」

札幌市保健福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 葛西 正枝 氏
講 義 ② (11:00～12:30)

「介護支援専門員に求められる相談援助技術」

特別養護老人ホーム緑愛園施設長 松本 剛一 氏

講 義・演 習 (13:30～17:30)

「今後の介護保険制度とケアマネジメントの視点」

－介護予防と自立支援に資するケアプランとは?－」

医療法人済仁会統括本部業務管理室々長 奥田 龍人 氏

《参加対象》16年度の実務研修修了者又は予定者(現在、ケアプラン業務に携わって間もない介護支援専門員も参加可能です。)

《定 員》300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《受講料》無 料(昼食は各自でご用意ください。)

《申込方法》

3月4日(金)までに同封の申込用紙をFAXにて送付してください。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部(担当:柏・東井)

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎612-6110 FAX613-5486

「老後の住まいを考える講演会・福祉用具展示会」

《目的》高齢の方に適した住環境について市民及び福祉関係者の理解を深めていただくことを目的に標記講演会を開催いたします。また、福祉用具を展示する展示会についても併せて開催し、春に向けての商品や、新製品等を用意して、気軽な参加を呼びかけます。

《主 催》札幌市社会福祉協議会

《日 時》平成17年3月2日(水)

13:00 13:30 15:00 16:00

講演会受付 講演会

福祉用具展示会

《会 場》札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)及びアトリウム(1階)
(中央区大通西19丁目 地下鉄東西線 西18丁目駅下車)

《参加対象》高齢者の住環境に関心のある方

《定 員》300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参加費》無 料

《内 容》講 演 (13:30～15:00) 4階 大研修室

演 題 「高齢期を過ごすための住まいを考える(仮題)」

講 師 北海道工業大学名誉教授

財団法人ノーマライゼーション住宅財団常勤理事
菊地 弘明 先生

福祉用具展示会(13:00～16:00) 1階 アトリウム

福祉用具関連企業連絡会による福祉用具の展示

《申込方法》

2月23日(水)までに同封の申込用紙をFAXにて送付してください。なお、展示会のみの参加の場合は、申込みは必要ありません。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部 【担当:大井戸】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

☎632-7355 FAX613-5486

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

○ 中央区支部定例会

日 時▶2月21日(月)18時30分～《※》
 会 場▶札幌市社会福祉総合センター
 テーマ▶ケアプランの変更点について
 講 師▶北海道総合研究調査会常務理事 計画室長 五十嵐 智嘉子 氏
 問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
 ☎281-6113

○ 北区支部定例会

日 時▶①2月16日(水)18時30分～20時《※》
 ②3月16日(水)18時30分～20時《※》
 会 場▶北区民センター
 テーマ▶研修会
 問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
 ☎757-6113

○ 東区支部定例会

日 時▶3月17日(木)18時30分～20時《※》
 会 場▶東区民センター
 テーマ▶介護保険制度の動向について
 講 師▶北海道ケアマネジャー連絡協議会々長 岩見 太市 氏
 問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
 ☎741-6401

○ 白石区支部定例会

日 時▶3月15日(火)18時30分～《※》
 会 場▶白石区民センター
 テーマ▶ICFとケアマネジメントを考える
 講 師▶北海道保健福祉部介護保険課主査(研修) 今川 洋子 氏
 問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
 ☎861-6116

※居宅計画書作成の手引き(補訂版)をご持参下さい。

○ 厚別区支部定例会

日 時▶①2月8日(火)18時30分～20時30分《※》
 ②3月8日(火)18時30分～20時30分《※》
 会 場▶厚別区民センター
 テーマ▶①介護保険制度の政策動向と経営戦略について
 ②研修会
 講 師▶①北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳 氏
 問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
 ☎895-6101

○ 豊平区支部定例会

日 時▶①2月10日(木)18時30分～20時《※》
 ②3月10日(木)18時30分～20時《※》
 会 場▶豊平区民センター
 テーマ▶①介護保険最新情報 ②家族造形法
 講 師▶①NPO法人シズネット理事長 岩見 太市 氏
 ②札幌ディケアセンター指導訓練課長 中野 英子 氏
 問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
 ☎815-6108

○ 清田区支部定例会

日 時▶3月16日(水)18時30分～《※》
 会 場▶清田総合庁舎
 テーマ▶介護保険制度の動向
 講 師▶医療法人済仁会統括本部業務管理室々長 奥田 龍人 氏
 問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
 ☎885-6109

○ 南区支部定例会

日 時▶3月8日(火)18時30分～《※》
 会 場▶南区民センター
 テーマ▶介護保険制度改定の政策動向と経営戦略
 講 師▶北星学園大学社会福祉学部助教授 島津 淳 氏
 問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
 ☎582-6104

○ 西区支部定例会

日 時▶3月15日(火)18時30分～20時30分《※》
 会 場▶西区民センター
 テーマ▶介護保険最新情報
 問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
 ☎614-6105

○ 手稲区支部定例会

日 時▶2月9日(水)18時30分～20時30分《※》
 会 場▶手稲区民センター
 テーマ▶在宅介護の泣き笑い
 ー私の実体験を振り返ってー
 講 師▶札幌市議会議員 林家 とんでん平 氏
 問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
 ☎695-6113

「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を昨年の9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。相談の対応は、奥田会長(制度担当)、斎藤副会長(居宅担当)、松本監事(施設担当)がそれぞれ担当します。お気軽にご相談下さい。